

令和5年度 道市連携海外展開推進事業
(多様なグローバルリスクに対応した道産品輸出拡大事業)
試食プレゼン会開催委託業務 企画提案指示書

1 目的

道と札幌市が連携し構成する「北海道・札幌市海外展開連携推進協議会」（以下、「委託者」という）において、本道人気の高い香港を対象に現地有名シェフによる道産食品を活用したメニュー提供などの試食プレゼン会及び商談を飲食店シェフやバイヤー等向けに開催し、道産食品の海外販路拡大を支援する。

2 実施方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 委託期間

委託契約日から令和6年3月11日（月）まで

4 委託業務の内容

道産食品（道内で製造又は加工されたもの全般を指す。以下同じ。）の海外販路拡大・定着に向け、次の事業を実施する。

(1) 試食プレゼン会の開催

現地飲食店シェフ等を対象に道産食品を使ったメニュー提供やプロモーション及び商談を実施する。

ア 対象分野：道産食品（農畜産物、水産物、加工品、日本酒等）

イ 開催場所：香港

ウ 開催時期：11月下旬～1月中旬

エ 回数：1回以上

オ 参加企業、品目数：10社、15品目以上

カ 招聘バイヤー等数：15社、50名程度（現地飲食店シェフ、バイヤー等）

キ 商談数：5件以上

ク 実施内容：現地飲食店シェフやバイヤーを対象に道産品について理解が深い現地有名シェフ等の実演による道産食品の試食プロモーションを行うとともに、会場内で道内企業と現地バイヤー等とのオンライン商談を実施。

(ア) 試食プレゼン会

- ・現地有名シェフの実演による道産食品を活用したメニュー等の提供をし、現地飲食店シェフやバイヤーへ道産食品の魅力を発信する。
- ・試食プレゼン会実施後は招聘バイヤー等へ出品された道産食品についてアンケート調査を実施すること。なお、アンケートの内容は受託者と相談すること。

(イ) オンライン商談

- ・試食プロモーションと同日・同会場で現地バイヤー等と道内企業のオンライン商談を実施すること。
- ・商談は事前にマッチングするものとし、当日もバイヤー等の要望に応じ、商談を実施すること。その際、道内企業への必要な商談支援（通訳等）を行うこと。

(2) 試食プレゼン会終了後のフォローアップ（商談支援）の実施

受託者は、試食プレゼン会后、参加道内企業や現地バイヤーの求めに応じ、オンライン等での商談設定や成約に向けた支援を行うこと。

ア 実施期間：試食プレゼン会終了後～2月頃まで

イ 商談数：30件以上

想定する支援メニューは次のとおりであるが、これら以外について、成約に資する項目があれば提案に含めること。

(支援メニュー)

- ・オンライン商談の設定
- ・継続商談時の通訳
- ・商談における資料翻訳
- ・輸出手続きに関する支援
- ・サンプル送付手続支援
- ・物流企業等との仲介 ほか

(3) 事業報告書の作成

(1) 及び(2)の実施結果や今後の対応策等について、事業報告書及びその概要版を作成すること。概要版については、対外的にプレゼンテーションが可能な資料として整理すること。

なお、概要版はA4版10ページ程度とし、適宜図表等を用い、視覚的なわかりやすさを意識したものとすること。

(4) 成果物の提出

以下の成果物を委託契約期間内に提出すること。

4(3)の事業報告書及び概要版(紙媒体(A4版):4部、電子媒体:2式)

5 プロポーザル参加の資格要件

(1) 複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下、「特定非営利活動法人」という。)、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道又は札幌市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は札幌市が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 市区町村税

(ウ) 本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(エ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

6 審査

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務執行体制の適格性

ア 執行体制

- ・業務を実施するに当たり、事業目的の遂行に有益となる経験を有し、業務を円滑に進められる必要かつ十分な執行体制であるか。

イ 積算の考え方

- ・事業実施に必要な費用・項目を適切に見込んだ積算であるか。

ウ 事業実施スケジュール

- ・業務を実施するに当たり、全体のスケジュール設定が妥当であるか。

(2) 企画提案の適合性

ア 試食プレゼン会の開催について

- ・実施時期や、会場の選定など、効果的かつ実行可能性が高い内容になっているか。
- ・事前のマッチングや商談時の道内企業への支援など、成約に向けた効果的な商談ができるよう、工夫されているか。
- ・プレゼンを依頼するシェフの選定やプロモーションの手法など、道産食品の魅力を効果的に伝えられる内容となっているか。

イ 試食プレゼン会終了後のフォローアップの実施について

- ・試食プレゼン会終了後の商談の設定や商談成約に向けた道内企業への継続的な支援等が実施される内容となっているか。

ウ 実績報告書の作成について

- ・事業報告書の取りまとめ項目が適切であるか。また、概要版の完成イメージが対外的なプレゼンテーションを行うに際し、視覚的に訴える内容であるか。

7 業務上の留意事項

受託者決定後、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

8 予算上限額（消費税を含む）

5, 649千円

9 応募手続

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

(ア) 参加表明書（別添様式1）

(イ) 参加表明書関係資料

(ウ) 納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

- ・道税（道が賦課徴収するものに限る。）
- ・市区町村税（本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの）
- ・消費税及び地方消費税

(エ) コンソーシアム協定書（コンソーシアムを形成する場合のみ）

(オ) 暴力団等ではない旨の誓約書（自由様式）

(カ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

（届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書（別記第20号様式））

- ・健康保険法第48条の規定による届出
- ・厚生年金保険法第27条の規定による届出
- ・雇用保険法第7条の規定による届出

(キ) 登記事項証明書（登記は現在事項証明又は全部事項証明。発行後3ヶ月以内のもの、写し可）

(ク) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書。直前2期分）

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和5年7月24日（月）午後5時00分（必着）

エ 提出場所

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道・札幌市海外展開連携推進協議会事務局

(北海道経済部経済企画局国際経済課)

電話 011-204-5342

担当 深井、樋口

オ 提出方法

持参又は郵送(必着、簡易書留に限る)

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書(別添様式2)

(イ) 業務実施に要する経費見積価格(税込み価格)及びその内訳書(自由様式)

イ 提出部数

7部(2部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること)

ウ 提出期限

令和5年7月31日(月)午後5時00分(必着)

エ 提出場所

(1) エに同じ

オ 提出方法

持参又は郵送(必着、簡易書留に限る)

10 その他

(1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

事前に不参加を決定した場合は、7月28日(金)午後5時までに上記9(1)エの担当窓口へ連絡すること。

(4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 関連情報を収集するための窓口

9(1)エに同じ

(8) 本業務は令和5年北海道議会第2回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び積算上限額が変更する場合又は事業が中止になる場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更するか、契約を行わないことがある。

(9) プロポーザルに関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。ただし、提出者が5者を超えるとときには、「7 審査」の基準により企画提案書の書類選考を行う場合がある。

(10) 審査結果及び特定者名

公表する。